

# 新たな振興計画（素案）

＜第2回 総合部会 調査審議箇所 抜粋版＞



令和3年5月  
沖縄県

(参考) 総合部会所掌事務

出典「沖縄県振興審議会部会における調査審議方針について」  
(令和3年6月9日 沖縄県振興審議会 正副部会長合同会議申し合わせ)

- 1 基本方針
- 2 経済社会
- 3 財政
- 4 土地利用
- 5 米軍基地問題
- 6 跡地利用
- 7 県民生活
- 8 その他

# 新たな振興計画（素案）

## 第1章 総説

1	計画策定の意義	1
	(1) 沖縄振興策の推進	
	(2) 日本経済発展への貢献 ー我が国とアジア諸国・地域を結ぶ拠点ー	
	(3) 海洋島しょ圏の特性を生かした海洋立国への貢献 ー海洋政策の拠点ー	
2	計画の性格	4
3	計画の期間	5
4	計画の目標	5

## 第2章 基本的課題

1	本県を取り巻く時代潮流	6
	(1) 世界の動向	
	(2) 我が国の動向	
2	地域特性	9
	(1) 歴史的・文化的特性	
	(2) 社会的特性	
	(3) 地理的特性	
	(4) 亜熱帯・海洋性の自然的特性	
3	基本的課題	12
	(1) 沖縄経済の重要課題	
	(2) 沖縄における新型コロナウイルス感染症拡大によって明確化した課題	
	(3) 沖縄におけるSDGs推進の優先課題	
	(4) 将来像実現に向けた課題と道筋	

## 第3章 基本方向

1	施策展開の基本的指針	23
2	施策展開の3つの枠組み	23

3	施策展開の基本方向	25
(1)	平和で生き生きと暮らせる「誰一人取り残すことない優しい社会」の実現	
(2)	世界とつながり、時代を切り拓く「強くしなやかな自立型経済」の構築	
(3)	人々を惹きつけ、ソフトパワーを具現化する「持続可能な海洋島しょ圏」の形成	
4	計画の展望値	27
(1)	社会に係る展望値	
(2)	経済に係る展望値	
(3)	環境に係る展望値	

## 第4章 基本施策

1	沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して	29
(1)	世界に誇れる島しょ型環境モデル地域の形成	
(2)	自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用	
(3)	持続可能な海洋共生社会の構築	
(4)	沖縄文化の保存・継承・創造と更なる発展	
(5)	悠久の歴史や伝統文化に育まれた魅力ある空間と風土の形成	
2	心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して	52
(1)	子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進	
(2)	誰もが安心して子育てができる環境づくり	
(3)	健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保	
(4)	高齢者・障害者等を支える福祉サービスとセーフティネットの充実	
(5)	多様性を尊重する共助・共創社会の実現	
(6)	安全・安心・快適に暮らせる生活基盤の充実・強化	
(7)	離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出	
(8)	あらゆるリスクに対応する安全・安心な島づくり	
(9)	米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決	
3	希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	84
(1)	県民所得の着実な向上につながる企業の「稼ぐ力」の強化	
(2)	世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革	
(3)	ResorTech Okinawa の推進による情報通信関連産業の高度化・高付加価値化	
(4)	アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積	
(5)	科学技術イノベーションの創出と次世代を担う持続可能な産業の振興	
(6)	沖縄の優位性や潜在力を生かした新たな産業の創出	
(7)	亜熱帯海洋性気候を生かした持続可能な農林水産業の振興	
(8)	地域を支える第二次産業と県産品の振興	
(9)	希望と活力にあふれる「スポーツアイランド沖縄」の形成	

- (10) 島々の資源・魅力を生かし、潜在力を引き出す産業振興
- (11) 誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進
- (12) 自立型経済の構築に向けた社会基盤の高度化とネットワークの形成

#### 4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して .....149

- (1) アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交の展開
- (2) 沖縄を結び目とするグローバルな交流ネットワークの形成
- (3) 世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題への貢献
- (4) 離島を核とする交流の活性化と関係人口の創出

#### 5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して .....157

- (1) 多様な学びの享受に向けた環境づくり
- (2) 「生きる力」を育む学校教育の充実
- (3) 多様な能力を育て、力強く未来を拓く人づくり
- (4) 人口減少に対応し、地域社会を支える人づくりと人材の確保
- (5) 新たな価値を創造し、産業を牽引する人づくりと人材の確保

## 第5章 克服すべき沖縄の固有課題

### 1 克服すべき沖縄の固有課題 .....176

- (1) 基地問題の解決
- (2) 駐留軍用地跡地の有効利用による県土構造の再編
- (3) 離島の条件不利性克服と持続可能な島しょ地域の形成
- (4) 美ら島交通ネットワークの構築

### 2 固有課題克服のための行財政システムの強化・拡充及び政策金融の活用 .....185

- (1) 沖縄振興特別措置法の活用
- (2) 跡地利用推進法の活用による円滑な跡地利用の推進
- (3) 地域に根ざした政策金融の活用
- (4) 安定的な自主財源等の確保

## 第6章 県土のグランドデザインと圏域別展開

### 1 県土全体の基本方向 .....188

- (1) 県土の均衡ある発展と持続可能な県土づくり
- (2) 我が国の南の玄関口における臨空・臨港都市と新たな拠点の形成
- (3) 広大な海域の保全・活用

<b>2 県土の広域的な方向性</b> .....	192
(1) 県全体の持続可能な発展を牽引する中南部都市圏の形成	
(2) 県土の均衡ある発展を支える「東海岸サンライズベルト構想」の展開	
(3) 世界とつながる北部圏域、宮古・八重山圏域の持続可能な発展	
(4) 小・中規模離島や過疎地域等における持続可能な地域づくり	
(5) シームレスな交通体系の整備と鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入	
(6) 駐留軍用地跡地利用による県土構造の再編と持続可能な県土づくり	
<b>3 圏域別展開</b> .....	198
(1) 北部圏域	
(2) 中部圏域	
(3) 南部圏域	
(4) 宮古圏域	
(5) 八重山圏域	

## 第7章 計画の効果的な推進

<b>1 沖縄振興特別措置法と本計画の関係</b> .....	238
<b>2 計画の効果的な推進</b> .....	238
(1) 実施計画等の策定	
(2) 計画の進捗管理と見直し	
<b>(巻末) 施策体系図</b> .....	239

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25



### (3) 持続可能な海洋共生社会の構築

- 人類の生存基盤である海洋が直面する気候変動による海水温上昇等による生態系の変化、海洋プラスチックを含む海洋ごみによる各種被害など様々な危機を踏まえ、持続可能な海洋環境への取組、海洋資源の保全・管理など、海洋島しょ圏として SDGs（目標14「海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する」）への貢献を図る必要がある。
- 北海道・本州・四国・九州・沖縄本島と6,800を越える島々によって国土が構成される我が国においては、外海に展開する離島は、国土権益の維持、海洋環境の保全、水産・海洋資源開発等の拠点として非常に重要な存在である。
- 漂流・漂着ごみ問題に日常的に直面している離島市町村・民間団体・住民等に対する有効な支援を講じられるかが課題であり、回収・処理の推進など早急に対策を強化することが必要である。同時に、発生防止への国際的な監視体制の確立など、抜本的対策を抜きに問題の解決は困難なことを踏まえ、発生抑止対策を国等に強く働きかけることが求められる。
- 自然海岸と連なるサンゴ礁により、多くの海洋生物が生息するイノーの豊かさや穏やかさが守られ、海底まで透き通った沿岸域には海草・藻場や干潟が広がり、美しい砂浜が続いている、沖縄固有の海洋環境の保全と人間活動が調和した持続可能な海洋共生社会の実現を目指す。
- 経済活動に伴う赤土等の流出を抑制し、サンゴ礁や沿岸域の清浄な環境を保全するとともに、さらに深刻化する海洋漂流ゴミ・海岸漂着物から美しい海浜環境を守ることが課題である。
- このため、海洋島しょ圏としての SDGs への貢献、海洋環境の利活用によるブルーエコノミーの展開に取り組む。

26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34

#### ア 海洋島しょ圏としての SDGs への貢献

- 気候変動、海洋ごみなど海洋環境をめぐる諸問題は、生態系のみならず水産業、観光業等の経済活動への影響が懸念されることから、海洋から得られる多様な資源と多大な恩恵を持続可能なかたちで管理し、後世に引き継ぐため、次に掲げる施策を推進する。

##### ① 海洋保護区と総合的な沿岸管理の推進

- 海洋環境の保全・再生、持続的な利活用に向けて、市町村と連携し、総

1 合的な沿岸管理に取り組む。

2 □ 海域及び沿岸の生物多様性が周辺よりも高いレベルで保護されている区  
3 域については、海洋生物の保護強化に向け、新たな海洋保護区の指定に取  
4 り組む。

5 □ 自然豊かな海岸を有する地域の海岸整備においては、防災機能の発揮に  
6 加え、生物の多様性や環境の保全・再生に視点を置きつつ、環境調査結果  
7 に基づく地域特性に応じた整備に取り組む。

8

## 9 ② 海洋ごみ問題への対応

10 □ 海岸漂着物については、海岸管理者による処理を強化するとともに、市  
11 町村に対しては継続的に適正処理できる環境づくりに向けた支援や効果的  
12 な回収処理体制の構築に取り組む。

13 □ 海岸漂着物及びマイクロプラスチックに関する調査に取り組む。

14 □ 事業者、県民など様々な主体が海岸漂着物対策に取り組むという意識の  
15 向上を図るため、県民や事業者に対する普及啓発を行うとともに、ボラン  
16 ティアによるビーチクリーン活動や企業の CSR 活動も含めた海岸清掃活  
17 動の促進に取り組む。

18

## 19 ③ サンゴ礁、藻場、干潟等の保全と再生

20 □ サンゴ礁生態系の保全を図るため、海水の高水温による白化、陸域から  
21 の栄養塩類・赤土等の流入、日焼け止めクリームの中の化学物質等による  
22 影響、オニヒトデの大量発生抑制及び駆除等について、情報収集・調査研  
23 究・対策に取り組む。

24 □ サンゴ礁生態系の保全・再生に向けて、国内外の知見の蓄積や国のモニ  
25 タリング結果による情報把握を行うとともに、サンゴの植付け・再生技術  
26 の普及促進、海岸等の陸域における自然環境の再生など、総合的なサンゴ  
27 礁保全・再生活動に取り組む。

28 □ 野生生物にとって住み良い環境や県民の憩いの場としての自然環境を確  
29 保するため、藻場や干潟等の水辺環境の保全・再生活動に取り組む。

30 □ 海洋環境再生に取り組む市町村や団体への支援、国内外の研究機関と連  
31 携した調査研究等に取り組む。

32

## 33 ④ 赤土等流出防止に向けた総合対策

34 □ 「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」に基づき、地域団体や NPO 等

1 の活動を支援するなど、流出防止に向けた地域住民の主体的な取組を推進  
2 するとともに、市町村、関係団体と連携し、各種発生源対策に係る普及啓  
3 発活動の強化に取り組む。

4 □ 農地等の対策については、赤土等流出の実態に応じ、営農支援の強化、  
5 ほ場勾配の抑制、グリーンベルトの設置など各種発生源対策の強化に取り  
6 組むとともに、流下する排水経路上では、沈砂池等の設置や施設に堆積し  
7 た土砂の適切な除去を進めるなど、総合的な赤土等流出防止対策の強化に  
8 取り組む。

9 □ 農地以外においても、流出防止対策の遵守・徹底に向け、普及啓発及び  
10 監視指導の強化に取り組むとともに、砂防ダム等の既存施設の改修、浚渫、  
11 清掃等の維持管理、堆積赤土等の除去、流出防止に関する調査研究など、  
12 赤土等流出防止対策の強化に取り組む。

13 □ 「沖縄県赤土等流出防止条例」の成果について検証し、必要に応じて見  
14 直しを行う。

## 16 イ 海洋環境の利活用によるブルーエコノミーの展開

17 □ 海の恵みを利用した持続可能な社会経済開発である「ブルーエコノミー」を  
18 先導する地域として、各種の取組を推進及び展開していく必要がある。SDGs  
19 への取組及び海洋政策の推進と並行し、豊かな海洋資源を活用した新たな産業  
20 の創出など、本県主体のブルーエコノミーの展開を図る必要がある。

21 □ ブルーエコノミーを推進するため、海底鉱物資源や海洋バイオ分野の研究  
22 開発、ベンチャー支援等を強化し、新たな産業の創出に向けて取り組む。

23 □ 広大な海洋から得られる多様な資源と多大な恩恵を持続可能なかたちで活  
24 用するとともに、将来の産業化を見据えた研究開発等の促進を図るため、次  
25 に掲げる施策を推進する。

### 26 ① 海洋環境を活用した再生可能エネルギーの導入促進

27 □ 海洋環境を活用した再生可能エネルギーの将来的な導入拡大に向け、洋  
28 上風力発電をはじめ、海洋温度差、潮流、波力等を活用した発電等につい  
29 て、研究機関や民間事業者等の研究開発を促進し、技術の確立に向けて取  
30 り組む。  
31

### 32 ② 海洋調査・開発の支援拠点形成に向けた取組の推進

33 □ 海洋環境・資源に囲まれる本県の離島は、再生可能エネルギー、メタン  
34

1           ハイドレート、海底熱水鉱床等の調査研究拠点として重要な立地にあり、  
2           県内離島への関連施設の設置を積極的に検討する必要がある。

3           □ 本県周辺海域に賦存する可能性が高い海底熱水鉱床等の海底資源に関し  
4           て、将来の産業化を見据え、国の調査・研究等の情報収集等に取り組む。

5           □ 将来的な海洋調査・開発の支援拠点形成の検討に向け、国や関係機関と  
6           連携しながら取り組む。

7  
8           **③ 「海洋政策センター（仮称）」の設置促進**

9           □ 持続可能な海洋環境に寄与する各種情報の整備、調査研究体制の充実、  
10           多様な連携と技術交流の推進等を図るため、我が国の海洋政策推進の新た  
11           な拠点となる国の「海洋政策センター（仮称）」を構想するなど、持続可  
12           能な島しょ圏の発展、海洋立国と国際社会への貢献を基本方向に海洋政策  
13           を推進する必要がある。

14           □ 海洋政策の拠点づくり、海洋環境・資源の利活用、離島地域の活性化等  
15           を念頭に、OIST の海洋関連研究や国内外のネットワークの活用、県内研  
16           究機関との連携の下、同センター構想の構築に向けた取組を推進する。

17           □ 持続可能な海洋島しょ圏を支えていく海洋開発の基盤となる専門人材の  
18           育成や外航・内航海運のニーズに応じ海事全般を担う船員等の次世代を担  
19           う海洋人材の育成・確保に取り組む。



22  
23           **(4) 沖縄文化の保存・継承・創造と更なる発展**

24           □ 文化とは、一般的には、それぞれの社会で共有される行動様式や思考様式あ  
25           るいは精神活動の総体を指す。文化はその多様で異質な価値観を通じて、効用  
26           や生活の質を規定する。同じ「モノ」を消費しても文化の違いを通じて効用が  
27           異なる。古の人々は自然に畏敬の念を払い、人間が立ち入れない聖域を創り、  
28           自然の中で人は生かされるという文化を持っていた。

29           □ 沖縄文化は、自然に畏敬の念を払い、先祖を敬い、他者の痛みに寄り添う伝  
30           統文化である。先祖を敬うことは古きを温めて新たな価値を見いだすことであ  
31           る。他者の痛みに寄り添うことは SDGs の「誰一人取り残さない」という理  
32           念と一致する。

33           □ 本県の地理的特性や歴史過程を経て醸成された独自の伝統文化の継承ととも

- 1 め、ICT や非破壊検査技術等の新技術を積極的に活用するとともに、PPP /  
2 PFI も踏まえた民間活力の導入により、公共施設の長寿命化対策に取り組む。  
3 □ 亜熱帯地域に適した防災・減災、長寿命化等に対応するための建設技術  
4 の研究・開発を促進する。

### 6 ③ 避難誘導體制の構築

- 7 □ 各種災害の発生を想定したハザードマップの作成、各種即報システムの  
8 拡充・強化を図り、県民や本県を訪れている観光客に向けた情報発信の強  
9 化に取り組む。  
10 □ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に所在し、市町村地域防災計画で避  
11 難確保計画の策定が必要であるとされた医療施設、社会福祉施設や学校に  
12 対し、避難確保計画の策定状況を確認するとともに、未策定の施設につい  
13 ては、避難確保計画の策定支援に取り組む。

### 15 ④ 緊急時における輸送機能及び避難地等の確保

- 16 □ 災害発生時においては、住民が迅速かつ的確な避難行動を取ることが重  
17 要であるため、避難地としての都市公園の整備や避難経路の確保及び緊急  
18 輸送道路の無電柱化など緊急輸送機能を持つ施設の整備に取り組む。  
19 □ 避難所においては、停電に対応するための非常用電源の確保をはじめ、  
20 感染症対策を考慮したパーティション、アルコール消毒液、簡易トイレ、  
21 毛布等の備蓄物資の確保に取り組む。  
22 □ 要配慮者の数や状況に応じた福祉避難所が適切に配置されるよう、市町  
23 村における福祉避難所の指定促進に向け取り組む。

## 25 ウ 安全・安心に暮らせる地域づくり

- 26 □ 日常生活における犯罪や危険から県民を守るため、安全・安心に暮らせる  
27 地域づくりを推進する。

### 29 ① 安全・安心な生活の確保と警察活動の強化

- 30 □ 地域安全対策については、犯罪情勢に即した県民への情報提供及び啓発  
31 活動のほか、自主防犯ボランティア団体への支援や関係機関と連携した防  
32 犯ネットワークの整備など犯罪の抑止活動に取り組む。  
33 □ 犯罪の起きにくい社会の実現に向けては、警察安全相談体制の構築、人

- 1 材育成、施設整備、各種装備資機材整備など警察基盤の強化に取り組む。
- 2 □ 犯罪発生数は一定数減少しているものの、県民の安心感を更に向上させる
- 3 ためには、治安について著しく不安を与える犯罪、社会情勢の変化に伴って
- 4 多様化する特殊詐欺、サイバー空間の脅威、国際テロ等の犯罪への対応強化
- 5 に取り組む。

6

7 **② 犯罪被害者等への支援の推進**

- 8 □ 犯罪被害者等が抱える精神的、身体的、経済的被害等の困難な状況の負
- 9 担軽減及び早期被害回復に向け、国、県、市町村、民間支援団体、その他
- 10 犯罪被害者等への支援に係る機関と連携した支援活動を推進し、犯罪
- 11 被害者等の権利保護に取り組む。
- 12 □ 犯罪被害者支援に関する条例制定を含め、効果的な支援施策等の充実に
- 13 取り組む。

14

15 **③ 成人の適正飲酒及び未成年者飲酒防止対策の推進**

- 16 □ 飲酒に絡む事件・事故の防止を図るため、県民に向けた多量飲酒を抑制
- 17 するための広報啓発の実施、アルコール関連犯罪の防止に関する措置に取
- 18 り組む。
- 19 □ 未成年者に対し、教育委員会や学校等と連携し、飲酒の内容も含めた非
- 20 行防止教室において、その危険性・有害性の広報啓発に取り組む。

21

22 **④ DV 防止対策等の拡充**

- 23 □ 配偶者からの暴力（DV）相談機能等の充実については、配偶者暴力相
- 24 談支援センターの拡充、関係機関との連携体制の強化、被害者の支援に向
- 25 けた取組、複合的な課題に対応できる相談支援体制の構築、DV 防止に向
- 26 けた広報啓発及び加害者対策等に取り組む。
- 27 □ 性犯罪・性暴力被害者に対する心身の負担軽減を図るため、引き続き「性
- 28 暴力被害者ワンストップ支援センター（病院拠点型）」を24時間365日体
- 29 制で運営し、被害直後からの医療支援を含めた総合的かつ速やかな支援に
- 30 取り組む。

31

32 **⑤ 交通安全対策の強化**

- 33 □ 交通事故の防止や安全で円滑な道路交通を確保するため、幹線道路や生

1 活道路において交通安全施設等を重点的に整備・更新するとともに、最先  
 2 端の ICT を活用した高度道路交通システム (ITS) の整備等に取り組む。  
 3 □ 関係機関やボランティア等と連携した交通安全教育や交通安全活動を推  
 4 進するとともに、飲酒運転根絶を図るため、「沖縄県飲酒運転根絶条例」  
 5 に基づき、各季の交通安全運動における広報啓発や飲酒運転防止に向けた  
 6 県民大会の開催など、県民一体となった各種対策に取り組む。

7  
 8 **⑥ 水難事故対策の推進**

9 □ 県民や観光客のレジャー等による海・河川の利用については、水難事故発  
 10 生防止に向けた安全パトロールの推進など、水難事故の未然防止対策を強化  
 11 するほか、事故発生時の迅速な救助が可能となる体制の強化に取り組む。

12  
 13 **⑦ 消費生活安全対策の強化**

14 □ 複雑化かつ多様化する消費者トラブルについては、被害相談窓口の機能強  
 15 化、県民への啓発、消費者教育等に取り組むとともに、事業者に向けた不当  
 16 な取引行為に対する指導を強化し、未然防止と被害拡大の防止に取り組む。



17  
 18  
 19  
 20 **(9) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決**

21 □ 基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、引き続き米軍基  
 22 地の整理・縮小に向けた取組を進めるとともに、米軍基地から派生する事件・事  
 23 故、航空機騒音、環境問題等の諸問題について国の責任による解決促進を図り、  
 24 また、不発弾対策、所有者不明土地問題、戦没者遺骨収集、未買収道路用地問題  
 25 など、今もなお残された戦後処理問題を解決することで、地域社会への多大な影  
 26 響や住民の過重な負担を軽減し、県民生活の安全・安心の確保を目指す。

27 □ 米軍基地から派生する諸問題の解決、日米地位協定の抜本的見直し等につい  
 28 て、関係機関と連携し国民的議論を喚起しつつ、日米両政府へ強く求めるとと  
 29 もに、今なお残る戦後処理問題を含め、国の責任において早期の解決を図るた  
 30 め、法制上の措置及び財政措置を実施するなど国による取組の強化を促進する  
 31 ことが課題である。

32 □ このため、米軍基地から派生する諸問題の解決に向けた対応及び残された戦  
 33 後処理問題の解決に取り組む。

1 とから、公共交通や歩行者及び多様なモビリティに対応した道路空間への再  
2 配分を検討する。

- 3 □ 人々のライフスタイルの変化等を踏まえ、本県の地域の実情に応じた「沖  
4 縄型スマートシティ」の形成を念頭に、SDGs や Society5.0 社会に対応す  
5 る地域と交通のあり方の調査研究を産学官が連携する体制を構築し、包括的  
6 ・継続的に取り組む。

9 **4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して**



12 **(1) アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交の展開**

- 13 □ 本県が焦土と化した凄惨な地上戦の歴史から得た平和への思い、基地と隣り  
14 合わせの日常の中で生じたより強く平和を希求する「沖縄のこころ」を広く国  
15 内外へ発信し、アジア・太平洋地域における独自の地域協力外交や平和発信拠  
16 点としての役割を担い、新時代の平和構築に貢献することを目指す。
- 17 □ 平和と国際協調を外交理念とする我が国において本県が果たすべき役割を踏  
18 まえ、本県が有するソフトパワーを活用した国際的な地域間協力の推進など、  
19 平和協力外交地域としての独自の展開が課題である。
- 20 □ このため、アジア・太平洋地域の平和拠点の形成と沖縄戦の実相・教訓の次  
21 世代継承に取り組む。

23 **ア アジア・太平洋地域の平和拠点の形成**

- 24 □ アジア・太平洋地域の更なる発展と持続的安定に貢献するため、本県が有  
25 するソフトパワーを発揮した地域協力外交により、平和拠点としての国際社  
26 会の認知を深める次に掲げる施策を推進する。

28 **① 国内外に向けた平和を希求する「沖縄のこころ」の発信**

- 29 □ 沖縄戦において一般住民が地上戦に巻き込まれ、多くの命が失われた凄  
30 惨な経験を通して、平和の礎への追加刻銘、慰霊の日における沖縄全戦没  
31 者追悼式の開催など、戦没者のみ霊を慰め、平和を希求する「沖縄のこ  
32 ころ」の国内外への発信に取り組む。
- 33 □ 平和発信の拠点となる沖縄県平和祈念資料館での魅力ある企画展の開催  
34 及び展示内容の多言語化を進め、国内外への発信力の強化に取り組む。

- 1 □ 戦跡として唯一の国定公園である沖縄戦跡国定公園を中心とした戦跡の  
2 保存・活用など平和発信地域を形成するとともに、当該国定公園の特別地  
3 域の範囲の見直しを図るなど、平和の発信と歴史的風景の保全を両立する  
4 地域を形成する。

5

## 6 ② アジア・太平洋地域における平和ネットワークの形成

- 7 □ アジア・太平洋地域の平和の構築と維持に貢献する個人・団体を「沖縄  
8 平和賞」として顕彰し、沖縄平和賞を通してその活動支援に取り組む。
- 9 □ 「沖縄平和賞」の更なる認知度向上を図りつつ、受賞団体等とのネット  
10 ワークを活用した平和に関する広報啓発活動等の新たな展開を進め、平和  
11 を軸とする国際的なネットワーク形成に取り組む。
- 12 □ 平和推進の拠点となり調査研究や情報発信等を行うため「国際平和研究  
13 機構（仮称）」の設置を検討するとともに、平和に関する多様な資源の集  
14 積や様々な機関との連携強化に取り組む。
- 15 □ 国際関係機関と連携の下、関係諸国の機関や研究所に呼びかけ、平和や  
16 人権等に関する対話を行うための定期的な国際会議の開催に取り組む。

17

## 18 イ 沖縄戦の実相・教訓の次世代継承

- 19 □ 戦後75年余が過ぎ、戦争を知らない世代が大半を占めるなど沖縄戦の悲惨  
20 な体験の記憶が薄れていく中で、沖縄戦の実相・教訓を正しく次世代へ継承  
21 し、平和を推進していくための次に掲げる施策を推進する。

22

### 23 ① 平和学習の推進及び次世代への継承

- 24 □ 沖縄戦の実相と教訓を正しく次世代に伝えていくため、沖縄戦の調査研  
25 究を進めるとともに、子どもたちの平和を学びたいという意欲に寄り添う  
26 平和学習に取り組む。
- 27 □ 平和講話、平和に関するワークショップ、平和学習教材、沖縄平和アー  
28 カイブ等を活用し、県内教育機関をはじめ県外からの修学旅行生や外国人  
29 への情報発信に取り組む。
- 30 □ 戦争体験者等から思いを継承し、沖縄戦の記憶や記録を学び次世代へ語  
31 り継ぐ担い手の育成・確保に取り組む。

32

### 33 ② 平和に関する社会貢献活動の推進

- 34 □ 県内において平和につながる身近な社会貢献活動に取り組む個人・団体

1 を「ちゅらうちな一草の根平和貢献賞」として表彰し、平和に関する県民  
2 意識の高揚に取り組む。

3

### 4 ③ 戦争遺跡の保存及び活用

5 □ 国や市町村等との連携・協働の下、第32軍司令部壕をはじめとする県内  
6 各地に残されている戦争遺跡の保全に取り組み、一般公開が可能な遺跡に  
7 ついては、沖縄戦の記憶継承の空間としての利活用に取り組む。

8 □ 県内に多く設置されている慰霊碑や慰霊塔の中には、関係者の高齢化等  
9 に伴い十分に管理されていない状況等にあることから、管理実態等を踏ま  
10 えつつ、国や市町村、関係団体と連携を図りながら管理や支援のあり方を  
11 検討していく。

12

13

14



## 15 (2) 沖縄を結び目とするグローバルな交流ネットワークの形成

16 □ 東アジアの中心に位置する地理的特性、自然的特性、独自の歴史的・文化的  
17 特性等を生かし、観光・経済・文化など様々な分野における多元的交流の推進  
18 を通して、沖縄を結び目とするグローバルな交流ネットワークの形成を目指す。

19 □ 世界に広がるウチナーネットワークを基軸とする人的ネットワークの更なる  
20 発展と次世代への継承を図るとともに、国籍や民族に関係なく、県民も外国人  
21 も誰もが安心して暮らせる多文化共生社会を構築し、本県のみならず、我が国  
22 及びアジア・太平洋地域の持続的発展にも貢献する観光・経済・文化等の様々  
23 な分野での多元的交流の取組を強化・拡充することが課題である。

24 □ このため、交流基盤としてのウチナーネットワークの継承・発展、多文化共  
25 生社会の構築及び多元的な交流の推進に取り組む。

26

### 27 ア 交流基盤としてのウチナーネットワークの継承・発展

28 □ 沖縄が諸外国・地域との交流と連携を深めながら共に発展していくため、世  
29 界で活躍している県系人に加えて「沖縄」をキーワードに集う各界各層の関係  
30 者を取り込んだ世界に広がるウチナーネットワークの継承と発展に向け、次に  
31 掲げる施策を推進する。

32



3 **(3) 世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題への貢献**

- 4 □ 本県の歴史と社会・経済の発展過程で培われてきた知識・知見、経験・技術  
 5 等を生かした国際協力活動を国内外で展開し、国際的課題に貢献する地域の形  
 6 成を目指す。
- 7 □ アジア・太平洋地域をはじめとする世界の島しょ地域と本県が有する共通課  
 8 題について、本県の特長や強みを生かした技術協力や共同研究等を積極的に推  
 9 進し、国際社会との共生を理念に、様々な分野における国際的課題の解決に向  
 10 けた取組を強化することが課題である。
- 11 □ このため、JICA 等の関係機関と連携を図りながら、多様な分野における国  
 12 際協力・貢献活動の推進、国際的な災害協力の推進に取り組む。

14 **ア 多様な分野における国際協力・貢献活動の推進**

- 15 □ 様々な課題が地球規模で発生する中、国際交流や協力を通じた多角的なネッ  
 16 トワークを生かし多様な分野において国際社会に貢献するため、次に掲げる施  
 17 策を推進する。

19 **① 環境・エネルギー分野における国際協力の推進**

- 20 □ グローバルグリーンアイランドサミット（GGIS）フォーラム等の国際  
 21 会議への参加や開催を通し、海岸漂着物や外来種問題、ごみ処理問題、再  
 22 生可能エネルギーの導入促進など、島しょ地域における環境問題や再生可  
 23 能エネルギーの技術交流等に取り組む。
- 24 □ 「国立沖縄自然史博物館」の県内への誘致に向けて、シンポジウムの開  
 25 催や関係団体等への説明会の開催など、県民の気運醸成に取り組む。

27 **② 水道分野における国際協力の推進**

- 28 □ 本県と地形的・気候的特徴が類似する太平洋島しょ国等に対し、島しょ  
 29 地域に適合した水道事業の運営及び水資源に関するノウハウの移転等を目  
 30 的とした技術協力に取り組む。

32 **③ 農林水産分野における国際協力の推進**

- 33 □ 農林水産分野において、JICA 沖縄センター等の監理団体や市町村等と

1 連携し、島しょ地域からの海外研修生の受入れや技術交流支援に取り組む。  
 2 □ パラオ EEZ 海域（排他的経済水域）は、本県のマグロはえ縄漁船の重  
 3 要な漁場となっており、本県漁船の操業継続に向けて、漁業協議に関する  
 4 情報収集等を行い、パラオとの友好関係強化を明確化するための MOU（覚  
 5 書）締結を進める。

6  
 7 **④ 保健衛生分野における国際協力の推進**

8 □ 新型コロナウイルス感染症など世界的に拡大する感染症等の状況を踏ま  
 9 え、台湾をはじめとする国内外の研究機関等との連携強化による国際ネッ  
 10 トワークの充実を図り、疫学調査や感染症対策等の研究開発等の促進によ  
 11 る島しょ県における防疫体制の強化に取り組む。

12  
 13 **⑤ 建設技術による国際協力の推進**

14 □ 建設産業の技術交流・技術協力については、JICA 沖縄センターとの連  
 15 携による研修等の実施や、蒸暑地域住宅の普及啓発・研究の促進に向けた  
 16 建築関係技術者に対する講演会の実施等に取り組む。  
 17 □ 国や大学等との連携による体制構築に取り組み、亜熱帯地域における防  
 18 災・減災、長寿命化、省エネ等の建設技術の研究・開発及び国内外の人材  
 19 育成を促進する。

20  
 21 **イ 国際的な災害協力の推進**

22 □ 東アジアの中心に位置する本県の地理的特性から、アジア・太平洋地域に  
 23 おける国際的な災害対策に貢献するため、次に掲げる施策を推進する。

24  
 25 **① 国際的な災害支援体制の構築**

26 □ アジア・太平洋地域における大規模災害の発生に備え、県内消防機関等  
 27 の関係団体と連携・協力して、危機管理に当たる体制整備に取り組む。  
 28 □ 本土から遠隔にあることで本土との同時被災のリスクが低い本県の地理  
 29 的な優位性を生かし、これまでに整備されてきた県内のクラウド環境やそ  
 30 の活用事例等を国内外の企業に周知し、リスク分散拠点としての役割に注  
 31 視した本県のクラウドデータセンターの利活用促進に取り組む。  
 32 □ アジア諸国等の大規模災害の支援活動について、本県の国際貢献につい  
 33 ての役割を検討する。

## 1 第6章 県土のグランドデザインと圏域別展開

3 □ 本章では、県土全体及び圏域の枠を超えた広域的な基本方向を示した後、圏域  
4 別に施策展開の基本方向を示す。

5 □ 圏域の区分については、本県の人口・産業の集積など社会的条件や地理的条件  
6 を総合的に勘案して、北部圏域、中部圏域、南部圏域、宮古圏域、八重山圏域の  
7 5圏域とする。

8 □ 環境を保全し、持続可能な発展により生活の質を向上させ、DXに向けた時間  
9 と空間を超えるICT化を推進することにより、我が国の新たな拠点「安全・安  
10 心で幸福が実感できる島」としての沖縄を目指し、東京一極集中に歯止めをかけ、  
11 均衡ある国土に寄与する視点も重要である。新たな拠点都市の形成は、県内各圏  
12 域における情報通信基盤等の社会資本、産業振興、生活の質のバランスの取れた  
13 均衡ある県土によって実現できる。

14 □ 様々な地域特性を優位性へと転化し、本県発展の潜在力を最大限に引き出す県  
15 土構造を構築し、均衡ある発展を推進する。我が国が平成20年から人口減少局面  
16 に転じた中、アジアに近い本県は「フロンティア」と位置付けられ、潜在可能性  
17 が評価されている。均衡ある国土の視点からも、潜在力を顕在化する均衡ある県  
18 土づくりを推進する必要がある。

### 20 1 県土全体の基本方向

#### 21 (1) 県土の均衡ある発展と持続可能な県土づくり

22 □ 県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であり、生活及び  
23 生産に通ずる諸活動の基盤であるとの基本認識に立って、保全とその適正な利  
24 用に努め、次の世代の県民に引き継いでいかなければならない。

25 □ 各地域は、その特性に応じて固有の課題や発展可能性を有しており、その価  
26 値や活力が増大するような地域ぐるみの取組とともに、各地域が相互に連携・  
27 交流し、補完しあいながら、多彩かつ多様な地域特性が調和する魅力的な県土  
28 づくりを進めることが、本県の更なる発展を図る上で重要となる。

29 □ また、グローバル化の進展や社会情勢の変化に伴い、離島の国際線就航など、  
30 県都那覇を中心とした交通体系や都市構造に変化が生じていること等も踏ま  
31 え、地域の個性や多様性を生かした力強い地域圏を形成するとともに、圏域間  
32 の連携を強化し、県土の均衡ある発展と持続可能な県土づくりに取り組む。

- 1 □ 無秩序な開発が広がることで、本来守るべき自然資源や歴史資源が失われる  
 2 ことがないよう、自然環境の保全や伝統・文化の継承と経済振興の均衡のとれた  
 3 県土づくりに取り組む。
- 4 □ 本県のソフトパワーの源泉である自然環境や歴史・伝統文化と調和する沖縄ら  
 5 しい風景づくりを進めるとともに、首里城跡をはじめとする「琉球王国のグスク  
 6 及び関連遺産群」など世界遺産の価値を更に高める取組を推進する。
- 7 □ 「誰一人として取り残さない社会」を目指すための SDGs やポストコロナに  
 8 おける「新しい生活様式／ニューノーマル」に対応し、DX の推進や人口減少  
 9 ・超高齢化社会をも見据えた多様性と包摂性のある持続可能な県土づくりに取  
 10 り組む。
- 11 □ ヒト・モノ・カネ・情報が地域間相互に交わる対流促進型の県土構造に向け  
 12 たネットワーク強化を図るとともに、交通渋滞緩和や定住条件の整備など都市  
 13 や地域が抱える社会課題の解決に向けて ICT 等のデジタル技術を活用した未  
 14 来志向型の県土づくりを推進する。
- 15 □ 県土の均衡ある持続可能な発展に向け、北部振興や離島振興、さらに本島東  
 16 海岸地域の活性化・発展を推進するとともに、今後返還が予定される大規模な  
 17 駐留軍用地跡地利用を県全体の振興発展につなげる。
- 18 □ 地震、台風、集中豪雨や感染症など、強大化する自然災害や様々なりスク等に  
 19 対する危機管理体制の強化、ソフト・ハード両面からの防災・減災対策の強化を  
 20 進め、災害に強い強靱な県土づくりに取り組む。
- 21 □ 「沖縄 21 世紀ビジョン」が掲げる「みんなで創る みんなの美ら島 未来  
 22 の沖縄」を基本方向に、県民、NPO、企業など多様な主体の創意工夫に富ん  
 23 だ活動を促進するとともに、国、市町村、県民等との連携・協働による持続可  
 24 能な県土づくりを進める。

25  
 26 **(2) 我が国の南の玄関口における臨空・臨港都市と新たな拠点の形成**

- 27 □ 人口減少社会の到来など国内外の社会経済情勢が大きく変動する中、我が国  
 28 の南の玄関口に位置する本県は、アジア・太平洋地域の結節点として大きな潜  
 29 在力と独自の発展可能性を有しており、本県の潜在力を存分に引き出すことが、  
 30 日本経済発展の原動力にもなり得る。
- 31 □ 国が提起する「東京一極集中型から多核連携型の国づくりへの転換」等の方針  
 32 を踏まえ、活力ある日本社会と均衡ある国土の形成に資する我が国の新たな拠点  
 33 「安全・安心で幸福が実感できるの島」の形成を県土全域において形成する。

- 1 □ 世界に開かれた我が国の南の玄関口として、世界水準の拠点空港化及び国際流  
2 通港湾機能の強化と航空路・航路ネットワークの拡充など、那覇空港や那覇港を  
3 核に、アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成を推進する。
- 4 □ 那覇空港・那覇港を中心とする南部西海岸地域については、今後とも空、  
5 海、陸の交通拠点として、また沖縄経済の中心地として今後も大きな発展が  
6 見込まれる。
- 7 □ 北部圏域の玄関口として国際旅客船拠点形成港湾に指定された本部港におい  
8 ては、人流・物流の港湾機能の強化を図るとともに、中城湾港においては、産  
9 業支援港の機能強化、クルーズ船やスーパーヨットに対応できる港湾機能の強  
10 化等を図る。また、那覇港も含め、各圏域の拠点となる港湾の機能分担及び有  
11 機的連携を推進し、県内港湾サービスの総合的な価値向上を実現する官民の組  
12 織・連携体制の整備を図る。
- 13 □ 下地島空港、新石垣空港や平良港、石垣港においては、アジアの都市との国  
14 際航空路線の就航やクルーズ船、スーパーヨットが寄港しており、離島地域の  
15 魅力を生かし、世界と直接つながる国際的な離島にふさわしい受入環境の拡充  
16 ・強化を推進する。
- 17 □ 「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成を目指し、ポストコロナを踏ま  
18 えた感染拡大防止と経済活動の両立を図るため、空港・港湾において、国、市  
19 町村、航空会社、船社等と連携した水際対策の強化及び周辺環境の整備等を推  
20 進する。
- 21 □ 国境離島を結び目とする地域間交流の促進とネットワークの構築は、アジア諸  
22 国・地域との発展的交流を目指す本県の重要課題に位置づけられる。国境離島に  
23 ついて、国境地域間の交流促進と安全管理体制・機能の確保を前提に、国際航路  
24 ・航空路の整備・拡充、出入国管理や検疫体制等の強化を図る必要がある。
- 25 □ 日本人、外国人起業の規制緩和など県全体及び離島エリアを実証実験の場、  
26 テストベッド・アイランドとして、国家戦略特区制度の積極的な活用等をはじ  
27 め、効果的な規制改革を積極的に推進していく必要がある。民間の経済活動の  
28 活発化を促す環境整備を行うための制度の拡充や創設により、都市開発に民間  
29 投資を呼び込むとともに、新たなビジネスやイノベーションの創出等を促進す  
30 ることも重要である。

31

### 32 (3) 広大な海域の保全・活用

- 33 □ 本県の周辺に広がる海域は、熱帯海域で黒潮の本流に近く、多様性に富むサ

- 1 サンゴ礁が発達している等の特性があり、このような海洋環境や自然生態系等は  
2 次世代に継承すべき貴重な国民の財産である。
- 3 □ 多くの島々から構成される本県は、海洋島しょ圏として我が国の広大な排他的  
4 経済水域（EEZ）の確保等に寄与しており、この地理的特性を最大限に発揮する  
5 見地から、「海域からの発展」を新たな基本方向とし、海洋環境・海洋資源の保  
6 全とともに、経済の活性化や地域振興を実現する施策を推進する必要がある。
- 7 □ 海洋環境の保全・管理と次世代への継承、離島住民の生活条件・生活環境で  
8 ある海との共生は、今後の地域の発展に不可欠の要件である。離島地域の活性  
9 化を念頭に、持続可能な海洋環境と地域社会を支える環境づくりを推進するこ  
10 とが求められる。
- 11 □ 地球温暖化とともに人類の生存基盤である海洋が直面している海水温や海洋  
12 循環への影響、海洋プラスチックを含む海洋汚染の深刻化など、地球規模で進  
13 行する様々な危機と国際的課題を踏まえ、持続可能な海洋環境、海洋資源及び  
14 水産資源の保全・管理に取り組む。
- 15 □ このため、陸域と一体となった海域の保全を図るとともに、海洋資源や海洋  
16 空間の適正な利活用を促進する。
- 17 □ 自然の持つ再生・浄化能力や多様性を維持するため、サンゴ礁、藻場、干潟  
18 及びマングローブ林等の保全・再生・創出に取り組む。
- 19 □ 沿岸及び沖合海域における漁場の保全に努めるとともに、水産資源の管理と  
20 持続可能な利活用を促進する。
- 21 □ 高潮や津波、波浪等による自然災害や海岸浸食から県民の生命や財産を守る  
22 ため、景観や生態系など自然環境に十分に配慮した海岸保全に努める。
- 23 □ 持続可能な海洋資源の保全と利活用を要件に、海洋深層水をはじめ、海洋資源  
24 ・海底資源の有効利用、海洋環境を活用した再生エネルギーの開発・利用を促進  
25 するとともに、サンゴ礁海域等の特性に対応する海洋技術の研究開発を進める。
- 26 □ 持続可能な海洋環境に寄与する情報の整備、調査研究体制の充実、多様な連  
27 携と技術交流の推進等を図るため、我が国の海洋政策推進の新たな拠点となる  
28 「海洋政策センター（仮称）」の設置を促進するなど、持続可能な海洋島しょ  
29 圏の発展、海洋立国と国際社会への貢献を基本方向に海洋政策を推進する必要  
30 がある。
- 31 □ 海の恵みを利用した持続可能な社会経済開発である「ブルーエコノミー」を  
32 先導する。
- 33